

令和7年3月19日

令和5年度会計年度任用職員の給与支払誤りについて

令和5年度の会計年度任用職員（時間給）の給与のうち、期末手当について、支給誤りが判明しましたので報告とお詫びを申し上げます。

1 経緯

令和5年度に正規職員及び会計年度任用職員の期末手当について支給誤りがあり、一旦訂正しましたが、令和6年度に再度確認したところ、時間給の会計年度任用職員に誤りがあることが判明しました。

2 事務処理誤りの内容

期末手当の算定方法

$$\text{基礎額（1カ月の給与額の平均）} \times \text{支給割合} \times \text{期間率}$$

①令和6年1月に修正済

修正前：6月 1.225 12月 1.225

修正後：6月 1.2 12月 1.25

今回判明した部分

② 令和5年4月分給与まで遡及して人勧後の給与額を反映して平均額を算出すべきところを、給与額の遡及ができていなかった。

③ 令和4年度から雇用されている職員のうち、雇用条件の変更で令和5年度から期末手当を支給する職員については、令和5年度以降の給与額を平均して基礎額を算出すべきところ（A）を、令和5年1月～3月分の給与額も含めて平均していた（B）。

月	1月	2月	3月	4月	5月
給与額	10万	10万	10万	25万	25万

▲勤務条件変更（期末手当支給対象）

算定額（平均25万）（A）

算定額（平均16万）（B）

3 影響額 ※ 3月11日時点

106人 給与追加支給額 1,728,606円

厚生年金保険料追加徴収 171,832円 共済費追加徴収 91,515円

4 不適正事務の原因

- (1) 担当者がシステムのボタンを一つ押し忘れたこと
- (2) エクセルの計算式を誤るといった単純ミス
- (3) 膨大かつ複雑な給与計算を行うためシステムに依存することが多い事務で、期末手当の基礎額については、決裁文書の数字の突合だけでは確認ができなかったこと

※ 再度の支給誤りを防止できなかった点について

- ・ 比較的わかりやすい支給率の修正に終始してしまい、基礎額の誤りまで思いが至らなかった。
- ・ 管理監督者も修正がきちんとできているかシステム画面を見たが、支給率の修正部分のみしかチェックできず、ボタンの押し忘れまではチェックできなかった。

5 再発防止策

- (1) 給与計算結果の確認
 - ・ 給与計算の結果については、給与計算のケース別にサンプルチェックを実施する。
- (2) マニュアルの整備
 - ・ システム会社に詳細なマニュアルを求め、こちらでも事務処理マニュアルを作成する。
- (3) チェック体制の整備
 - ・ 決裁には、給与計算におけるチェック項目一覧を作成し、決裁に添付する。

6 追加支給日

令和7年4月給与支払分と同時に実施予定